

第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画の策定（答申）の概要

< 現行計画 >（期間：平成23～令和2年度）

- 「循環型」に、「低炭素」と「自然共生」の取組みを加えた先駆的な廃棄物行政
- 地域社会を構成する各主体が、主体的・協動的に3R・適正処理に取り組むことを通じ、「持続可能な都市のモデル」を目指す。

市民、企業の協力

< 成果 >

- 市民1人一日あたりの家庭ごみ量削減目標（▲7%）について、分別品目の拡大等により、**3年間前倒しで達成**
- 国の中央環境審議会において、エコタウン事業の取組みが**国の代表例として評価**を得る
- 市内企業とも連携し、これまでに海外の80を超える都市で**国際協力プロジェクト**を実施

< 課題 >

- 家庭系ごみのさらなる減量化・資源化の推進
- 事業系ごみの適正排出に向けた対策強化
- 2050年のゼロカーボンシティを見据えた、廃棄物部門における脱炭素化の取組み

< 新たな視点 >

- 各取組みの内容に、SDGsの視点を付加
- プラスチックごみ、食品ロスなどの世界的な課題への対応
- 非常時における安全かつ安定的なごみ処理（地震・水害などの災害時・感染症まん延時など）

< 審議会での主な意見 >

- プラスチック製品のリサイクルなど、国の動向を先取りした積極的な実施
- 一貫した**環境教育**、効果的な情報発信
- エコタウンなど本市の特性を活かした**「地消・地循環」**

【基本理念】

市民・事業者・地域団体・NPO・行政など地域社会を構成する各主体が、**SDGsの実現**に向けて主体的・協動的に3R・適正処理に取り組むことを通じ、**脱炭素社会**も見据えた**“持続可能な都市のモデル”**を目指す。

【4つの取組の方向性・強化ポイント】

3Rの推進による最適な「地域循環共生圏」の構築



- 家庭ごみの減量化・資源化の促進
 - ・新たな分別品目の検討や生ごみリサイクルの推進
- **事業系ごみ削減に向けた徹底した取組み**
 - ・適正処理に向けた指導強化（手数料見直しも検討）
- **プラスチックごみと食品ロス対策**
 - ・国際貢献や企業との連携など、本市の強みを活かした取組み
- ごみ処理施設の機能維持・向上
 - ・効率的な施設規模や工場体制等の検討
- ごみ処理の広域連携
 - ・他都市ごみの受入れ処理による、北九州圏域の循環型社会の構築
- **大規模災害への対応**や安全・安心の確保
 - ・災害発生時や感染症まん延時などの非常時においても継続可能なごみ処理体制の確保

「地消・地循環」を目指した環境産業の創出と環境国際協力・ビジネスの推進



- **エコタウン**を中心とした**「地消・地循環」**による環境と経済の好循環
- 高度なリサイクル産業の創出・育成・支援
- 市内企業との連携およびアジア諸都市とのネットワークの活用による、**環境国際協力・ビジネスの推進**

循環型社会形成に向けた地域全体の市民環境力の更なる発展



- **あらゆる世代への環境教育**と環境学習の推進
 - ・小学校等での出前授業や環境教材の提供
 - ・環境ミュージアムや響灘ビオトープなどを活用した体験型学習の充実
- 環境を意識したライフスタイルへの転換
 - ・市民自らが取組みの成果を実感できる情報発信
 - ・具体的なリサイクルなどの行動例を周知
 - ・ターゲットに合わせて様々な媒体を活用
- 地域の活動の支援、3R活動表彰などを通じ、地域コミュニティ、NPO、事業者の主体的な環境活動を促進

脱炭素社会、自然共生社会への貢献



- **脱炭素社会の実現を見据えた廃棄物部門からのCO₂発生量の抑制**
 - ・プラスチックごみの焼却量の削減
 - ・収集運搬の効率化、施設の省エネ対策、廃棄物発電効率の向上
- バイオマスなどのストック資源の活用
- 海岸清掃やまち美化事業などによるごみの徹底回収

計画目標（基本理念の実現に向け、達成すべき具体的な数値）	令和元年度（基準年度）	令和12年度（最終目標年度）
市民1人あたりの家庭ごみ量のさらなる削減	468 g/日	420 g/日以下
事業系ごみ処理量の適正化の促進	181千トン	158千トン以下
市民・事業者の取組み促進によるリサイクル率の向上	28.0%	32%以上
うち、家庭系のリサイクル率	33.1%	36%以上
一般廃棄物処理に伴い発生するCO ₂ 排出量の削減	88千トン	60千トン以下
産業廃棄物の適正処理の推進、最終処分量の削減	203千トン（H30実績）	最終処分量の削減